個人情報の取扱いに関する仕様書

（個人情報の取扱いに関する事項）

1. 公益財団法人東京都都市づくり公社(以下「甲」という。)は、受注者(以下「乙」という。)が業務を遂行する上で必要な場合、甲が保有する個人情報(日本工業規格 JIS Q15001 で定義された個人情報をいい、以下「個人情報」という。)を乙に預ける(以下「預託」という。)。
2. 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
3. 乙は、預託された個人情報を甲の認めた目的でのみ使用するものとし、それ以外の目的で使用してはならない。
4. 乙は、事前に書面による甲の同意を得ないで、預託された個人情報を第三者に開示、預託及び提供(個人情報を渡し、利用可能にすること)をしてはならない。
5. 乙は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りではない。
6. 乙は，この契約による業務を処理するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を甲の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。
7. 乙は、この契約による業務の完了または個人情報預託の目的が達成された場合には、保有している個人情報並びに個人データを返還・消去・廃棄し、甲に報告しなければならない。
8. 乙は、甲から個人情報を預託された場合、個人情報保護管理者(日本工業規格 JIS Q15001 で定義された管理者をいう。)を定め、個人情報に関する秘密を保持するために必要な措置を講じなければならない。また、預託された個人情報を基にして、一覧表等の個人データを作成した場合も同様の措置を講じるものとする。
9. 乙は、従事者に対して、個人情報保護に必要な教育・研修を行なわなければならない。
10. 甲は、いつでも乙に対して個人情報保護に係わる管理状況を監査する権限を有する。甲が乙に対して個人情報保護に係わる監査を実施する場合、乙は甲に協力しなければならない。
11. 乙は、本仕様書の事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
12. 甲は、乙が本仕様書の規定に違反していると認めたときは、契約を解除することができる。
13. 乙が本仕様書の規定に違反し、預託された個人情報が漏えいされ、甲又は第三者に損害が発生した場合、乙は甲又は第三者に対してその損害を賠償しなければならない。
14. 本仕様書の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても存続する。